

取手市立藤代中学校 いじめ防止基本方針（概要）

1 いじめの定義 ※「いじめ防止対策推進法」第2条から

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめ防止等に関する基本理念

- ◆ いじめはどの子どもにも、どの学級や集団にも起こり得るものである。
- ◆ いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。

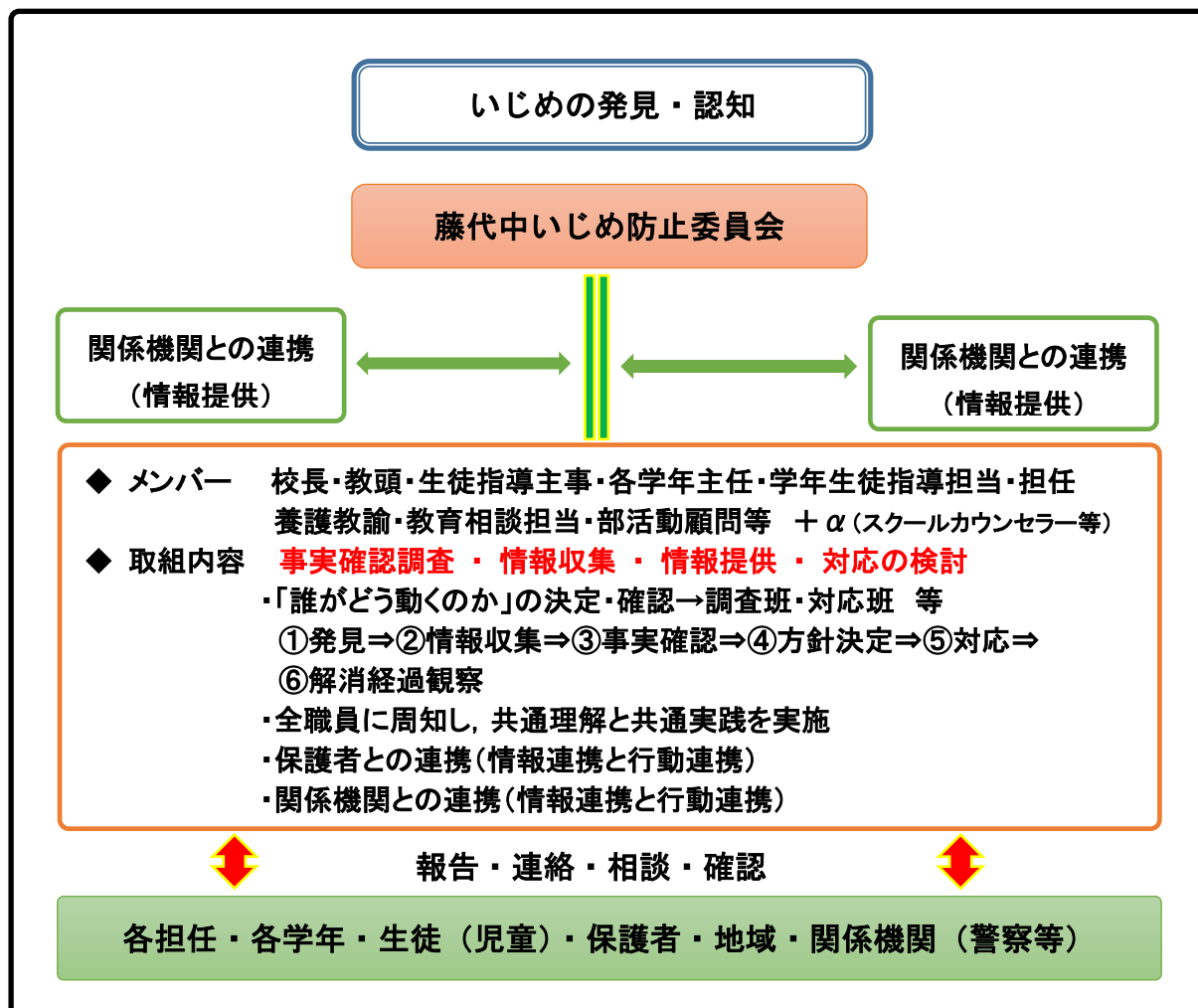
共通認識

教職員、生徒、保護者、教育委員会、関係諸機関の力を結集

生徒一人一人にとって安全で安心な学校

・未然防止
・早期発見
・早期対応
・早期解決

3 いじめ発見時の対応組織 ※「いじめ防止対策推進法」第22条に対応



4 相談機関

・藤代中学校 教育相談担当 0297-83-0260
・いじめ解消サポートセンター 029-873-6770
・子どもホットライン 029-221-8181

・取手市子育て支援課 0297-74-2141
・取手市青少年センター 0297-73-6868
・取手市立教育相談センター 0297-85-8742

取手市立藤代中学校 いじめ防止基本方針

1 いじめについて

(1) いじめの定義

○本校におけるいじめについての定義は

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（「いじめ防止対策推進法」第2条から）

(2) いじめへの基本認識

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ」にはどのような特質があるかを十分に認識し、日々の教育活動にて「未然防止」と「早期発見」に取り組むとともに、いじめが認知された場合の「早期対応」に的確に取り組むことが重要である。以下は、本学校教職員がもついじめについての基本的な認識である。

○本校におけるいじめ8つの認識は

- ①いじめはどの子どもにも、どの学級や集団にも起こり得るものである。
- ②いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない。
- ③いじめは大人には気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- ④いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違っている。
- ⑤いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する。
- ⑥いじめは教職員の児童生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- ⑦いじめは家庭教育の在り方に大きなかわりをもっている。
- ⑧いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

2 いじめ防止等に関する基本理念

いじめは、いじめをうけた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は心身に重大な危険を生じさせる恐れがあるものとの共通認識に立ち、本校では以下の基本理念のもとにいじめ防止等に取り組むこととする。

「いじめはどの子どもにも、どの学級や集団にも起こり得るものである」ということ並びに「いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない」という共通認識のもと、いじめの未然防止、早期発見、早期対応・早期解消のために、本校職員、児童（生徒）、保護者及び教育委員会をはじめとした関係諸機関の力を集結してその取組を行い、安全で安心な学校づくりを推進する。

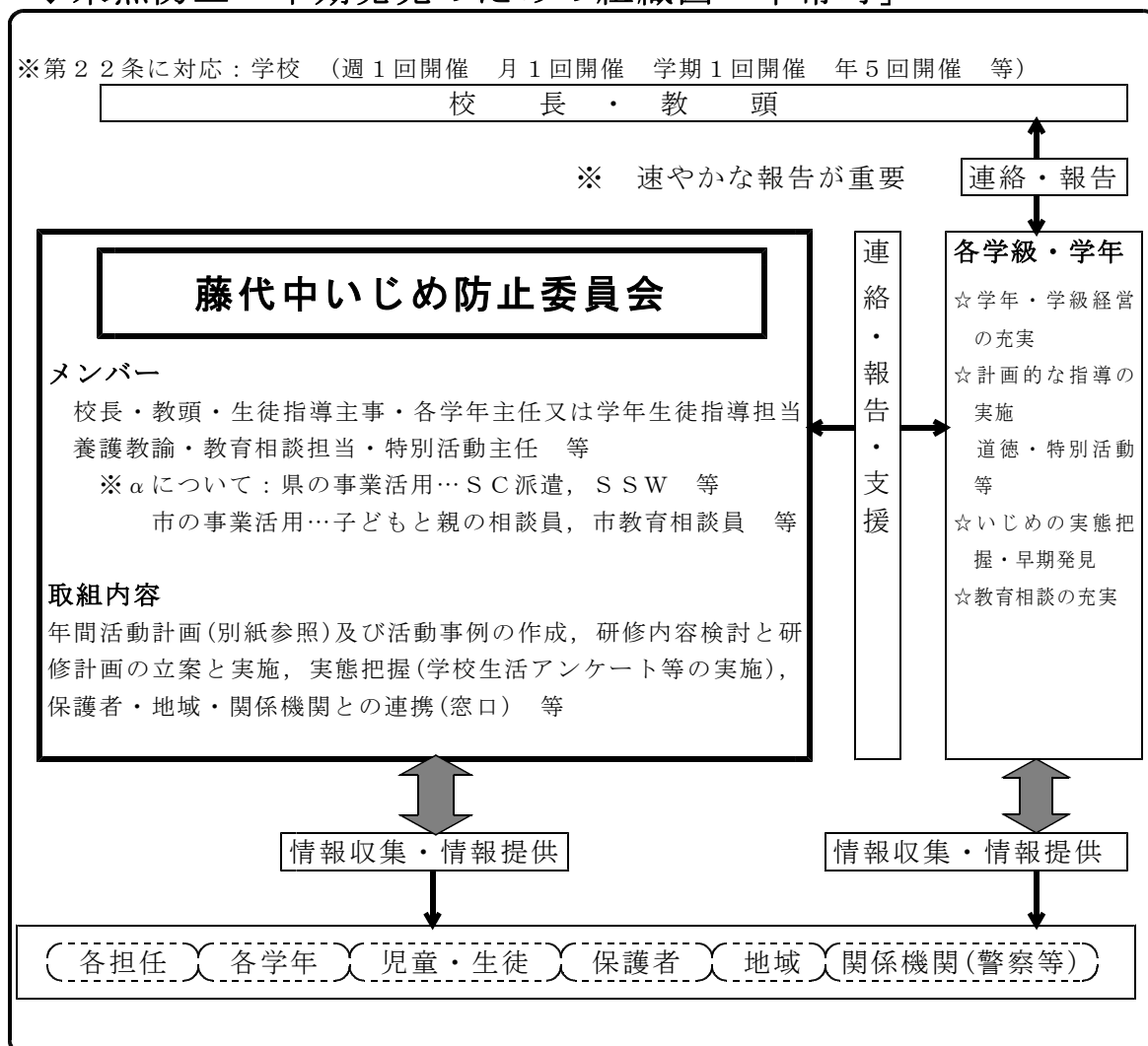
3 いじめ防止等の対策の基本となる事項

(1) いじめを許さない学校づくりのために（未然防止）

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止が重要である。全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、規律・学力・自己有用感の3つをいじめに向かわせない学校、学級づくりの要素ととらえ、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。以下は、本校のいじめ防止に対する取組である。

① いじめ問題に取り組むための組織（平常時）

◆未然防止・早期発見のための組織図「平常時」



② 生徒たちのよさを伸ばす教師のかかわり 等

教師は、いじめを未然に防止するために有効な教育活動に取り組むことになる。そのためには生徒一人ひとりが相互に信頼関係を築ける授業づくり学級集団・学習集団づくりとともに生徒が集団の一員としての自覚をもち、ストレスにとらわれず互いに認め合う学校・学級の経営をする。

③ 学年・学級経営の充実 等

いじめに関する相談を受けたり情報を入手したりした場合に適切な措置が行えるよう学年体制を整える。例えば、いじめの事実の有無の確認とその情報を共有し、いじめを止めさせ、再発防止を図るためにいじめを受けた子への支援、いじめた子への指導、保護者への助言等を継続的に行うための体制を整える。

④ 授業における生徒指導 等

毎日の教科指導と生徒指導とは相互に深くかかわる。生徒一人ひとりの学力向上にもつながり、基本的な生活習慣改善されてくると、不登校や学習への不適応等の課題が解決される事もある。さらに、学級での座席やグループ編成等を工夫することで学級集団における人間関係を調整・改善し、豊かな人間性を育成することにも繋がる。

⑤ 児童会・生徒会活動の充実 等

生徒会を中心として、自ら行事等を企画・立案し、実践していく活動を通して、望ましい集団づくりを図るとともに、望ましい集団生活について考える。また、生徒たちでいじめについて考え、行動できる行事を企画・運営する。

⑥ 道徳や体験活動等の充実 等

道徳教育は、豊かな人間性をはぐくみ、人間としての生き方の自覚を促し、生徒の道徳性を育成する事をねらいとする教育活動である。道徳の時間、各教科、総合的な学習の時間、特別活動など教育活動全体を通じて行う。それはやがて日常生活において道徳実践が確かなものになり、ひいては自己実現にも繋がる。

⑦ 学校行事の充実 等

学校行事のねらいを明確にし、入学から卒業までを見据え、重なりのある児童会・生徒会活動や学校行事の関連付けや精選を図るとともに、各活動・学校行事の目標の実現を図るために必要な授業時数を確保する。意欲的に取り組めるよう工夫、他の教育活動と関連付けに配慮、学校や地域の実態に即したものとなるようにする。(別紙1)

⑧ 開発的予防的な生徒指導の取組等

学校教育活動全体を通して生徒が人と関わる喜びや大切さに気づいていくこと、互いに関わり合いながら生徒同士の信頼関係を深めるための人間関係づくりに取り組む。

(2) いじめに対する認識や気づきへの対応を充実させるために（早期発見）

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対応の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気づく力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から的確に関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることがなく積極的にいじめを認知することが必要である。

以下は、本校のいじめの早期発見に対する取組である。

◆早期発見のための学校としての取組

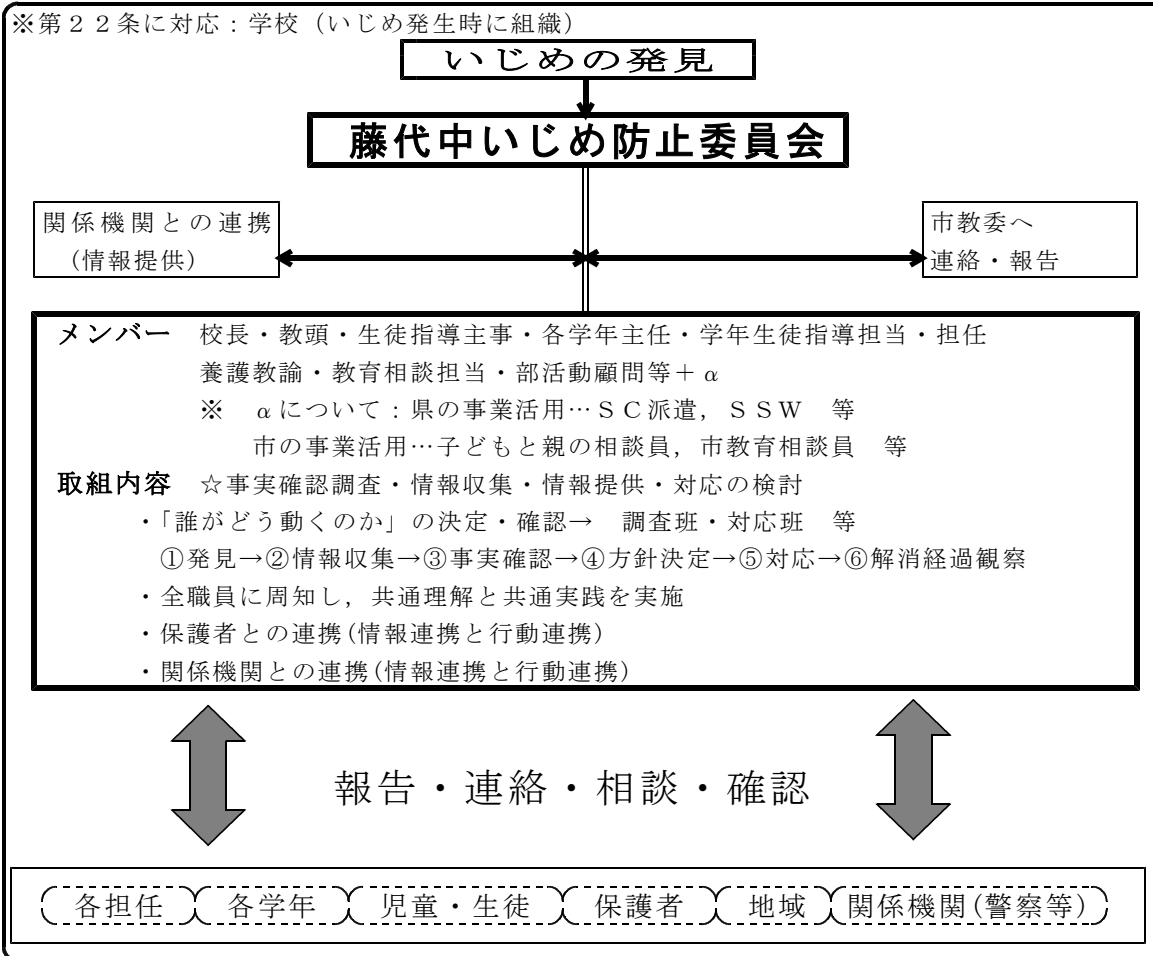
- ① 教師と生徒の普段の関わりをととして生徒理解に努める。
- ② 組織で情報を共有し、事案について検討する。
- ③ 定期、臨時に学校生活(いじめ)アンケートを実施する。
- ④ 随時教育相談を実施する。
- ⑤ たよりやホームページをととして「いじめ防止」について保護者へ情報を提供する。
- ⑥ いじめ等生徒指導に係る事案の相談窓口を設置する。
- ⑦ 家庭及び地域と連携体制を構築する。
- ⑧ 関係諸機関との連携を図る。
- ⑨ いじめ問題（インターネット上のものも含む）に対する研修を充実し、未然防止に努める。

(3) いじめを認知した場合の適切な対応（早期対応）

いじめがあることが認知された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関等との連携が必要である。

以下は、本校におけるいじめの早期対応への取組である。

◆いじめ発見時の対応組織「いじめ発生時」



4 重大事態への対応

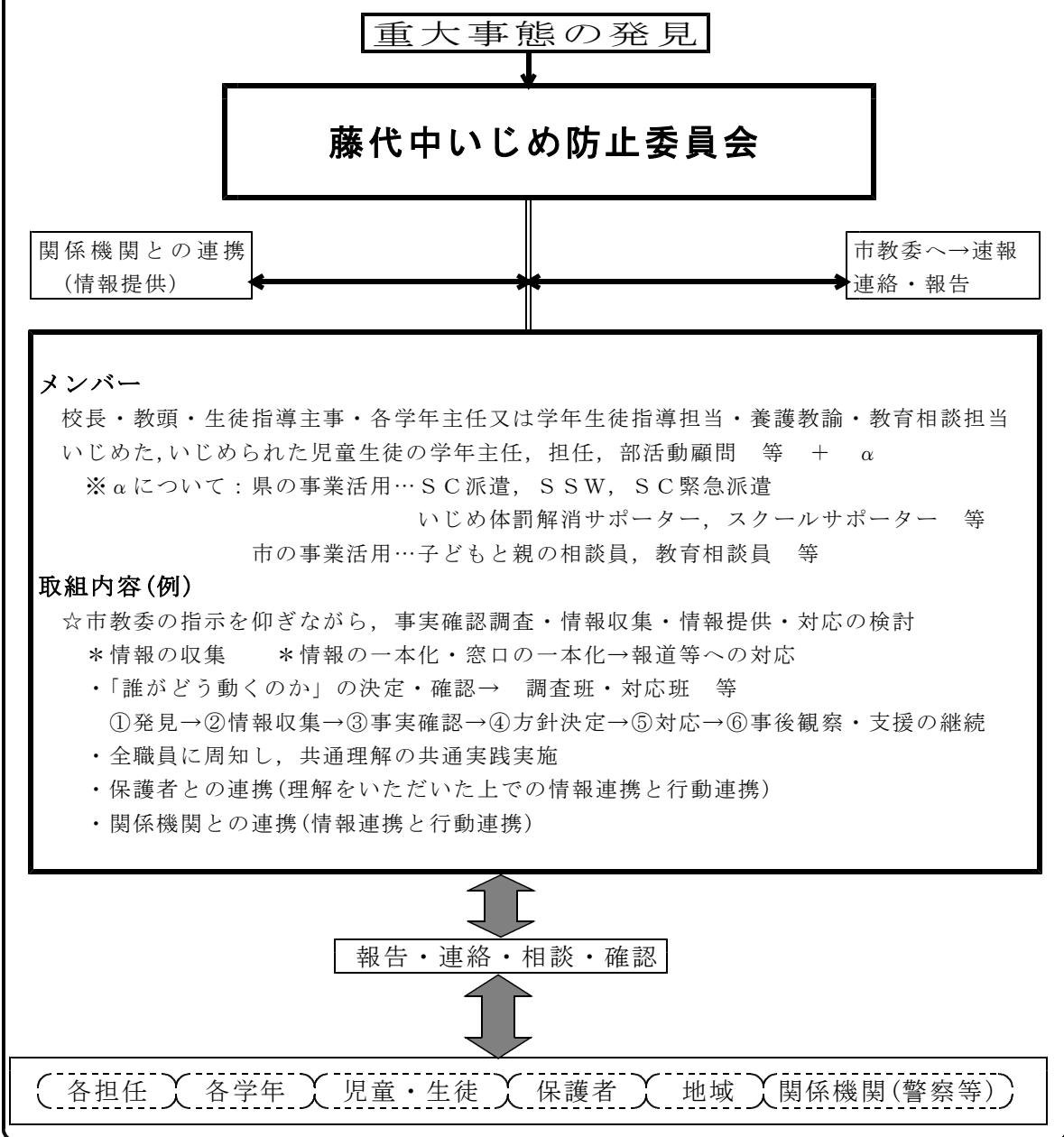
重大事態と判断されるいじめへの対応（第28条にもとづいて）

いじめ防止対策推進法第28条に基づき、いじめにより、生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合、さらには児童生徒や保護者から重大事態との申し立てがあった場合は、次の対応を行う。

- ア 重大事態が発生した旨を、取手市教育委員会に速やかに報告する。
- イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査をする。
- エ 調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- オ いじめを行った生徒・保護者に対してはいじめ解消のための指導に加え、必要に応じ他の子どもの教育をうける権利を保障する観点から出席停止や、犯罪行為にあたる場合は所轄警察等との連携協力など毅然とした対応を行う。
- カ いじめの周辺にいる生徒たちや教職員の心のケアに配慮する。その際、スクールカウンセラー緊急派遣等、必要に応じて市教育委員会と相談し活用する。

◆いじめ発見時の対応組織「重大事態発生時：学校組織で調査する場合」

※第28条②に対応：学校（重大事態発生時に組織）



5 その他の重要事項

(1) 取組の振り返りについて(学校評価における留意事項)

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。さらに、次年度の取組に生かす。

- ① いじめの未然防止・再発防止に関する取組について
- ② いじめの早期発見・対応に関する取組について

令和7年度 取手市立藤代中学校 いじめ防止等に係る「開発的予防的生徒指導」年間活動計画

学校行事		学校としての取組	生徒主体の活動	
			生徒会(児童会)活動	委員会活動
4月	・始業式、入学式 ・新入生歓迎会 ・授業参観	◆拡大生徒指導部会 1 ◆生徒指導部会・教育相談部会 ・指導方針・指導活動計画等 ◆学年・学級開き 人間関係づくり	◆あいさつ運動	●あいさつ運動 ●生活リズム確立推進運動 2分前着席週間など (中央委員会)
5月	・部活動保護者会 ・生徒総会 ・修学旅行	◆生徒指導部会(毎週) 教育相談部会 いじめアンケート1	★生徒総会運営	●グリーンカーテン運動 (ボランティア委員会)
6月	・壮行会 ・市郡総体 ・中間テスト	◆生徒指導部会(毎週) 教育相談部会 いじめアンケート2	★藤代中いじめ防止 フォーラム ・スローガン設定	●正しい身だしなみ確立推進運動 (中央委員会)
7月	・県南総体 ・保護者面談	◆生徒指導部会(毎週) 教育相談部会 いじめアンケート3 三者・二者面談 ◆いじめ調査まとめ	★スローガン評価	●生徒会役員選挙 (選挙管理委員会)
8月		◆拡大生徒指導部会 2 ・いじめ校内研修 ・情報共有 ・支援方法等の確認		
9月	・期末テスト ・市郡新人戦 壮行会	人間関係づくり ◆生徒指導部会(毎週) 教育相談部会 いじめアンケート4	◆あいさつ運動 ●体育祭運営	●あいさつ運動 ●生活リズム確立推進運動 2分前着席週間など (中央委員会)
10月	・2学期 ・県南新人 ・体育祭 ・県新人大会	◆生徒指導部会(毎週) 教育相談部会 いじめアンケート5	◆あいさつ運動 ●藤翔祭運営	●正しい身だしなみ確立推進運動 (中央委員会) ●清潔週間運動 (保健委員会)
11月	・三者面談 ・2年職場体験 ・藤翔祭	◆生徒指導部会(毎週) 教育相談部会 ◆小中合同あいさつ運動 いじめアンケート6 三者面談	★小中あいさつ運動	●小中あいさつ運動 (中央委員会) ●読書推進月間 (図書委員会)
12月	・中間テスト ・学年末テスト3年	◆生徒指導部会(毎週) 教育相談部会 いじめアンケート7 ◆いじめ調査まとめ	◆あいさつ運動	●生徒会役員選挙 (選挙管理委員会)
1月	・学診1・2年 ・新入生説明会	◆生徒指導部会(毎週) 教育相談部会 いじめアンケート8	◆あいさつ運動	●生活リズム確立推進運動 2分前着席週間など (中央委員会)
2月	・学年末テスト 1・2年 ・新入生説明会	◆生徒指導部会(毎週) 教育相談部会 いじめアンケート9	★今年度の評価 ●新入生説明会運営	
3月	・3年生を送る会 ・卒業式 ・修了式	◆生徒指導部会(毎週) 教育相談部会・いじめアンケート10 ◆拡大生徒指導部会 3 ・本年度まとめと来年度の計画 検討 ◆いじめ調査まとめ	★来年度に向けての準備	●あいさつ運動 (中央委員会)